

〔平成 29. 4. 24〕
運協 2 - 1

福岡県国民健康保険運営協議会

(財政運営)

平成 29 年 4 月 24 日

①運営協議会への諮問、現行財政制度の概況

福岡県国民健康保険運営協議会への諮問書

(平成29年1月20日28医保第2287号)

福岡県国民健康保険運営協議会会長 殿

福岡県知事 小川 洋

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)に基づく国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の改正により、平成30年度から、都道府県が、市町村とともに、国民健康保険を運営していくこととなります。

つきましては、平成30年度以降の本県の国民健康保険の運営に関する事項について、あらかじめ決定を行う必要がありますので、貴会の意見を求めます。

記

- 1 国民健康保険事業費納付金の算定に関すること
- 2 福岡県国民健康保険運営方針の作成に関すること

福岡県の市町村国保の財政状況（平成27年度）

- 平成27年度における市町村国保の全体の財政収支は、69億円の赤字。
- 多くの市町村で一般会計からの法定外繰入や繰上充用を実施。

(単位:億円)

歳入 6,610

歳出 6,679

収支 ▲ 69

保険料(税)	1,028
国・県支出金	1,859
前期高齢者交付金・療養給付費等交付金	1,450
法定 繰入金	504
法定外繰入金	155
共同事業交付金	1,550
その他	64

保険給付費	3,911
後期高齢者支援金・介護納付金	943
共同事業拠出金	1,549
その他	178
繰上充用金	98

被用者保険からの交付金

市町村の一般会計による法定負担

市町村独自判断による負担

平成28年度の収入により補填

医療費等給付費の支出

他の保険制度(後期・介護)への支出

市町村間の保険料負担の平準化

平成26年度の収支不足の補填

福岡県の市町村国保財政の仕組み（平成27年度）

- 市町村国保は、加入者の医療費のほか、後期高齢者医療制度、介護保険制度に対して支出。
- 市町村は、各費用を支出するために、各費用ごとに区分して保険料(税)を徴収。
- 保険料(税)は、各区分ごとに1世帯あたりの限度額が設けられており、限度額を超えて収める必要はない。

【歳出】

保険給付費
加入者の医療費等に対する支出
3,911億円

後期高齢者医療支援金
現役世代の健康保険からの支援金
688億円

介護納付金
40歳～64歳の方の介護保険料
255億円

【歳入】保険料(税)



医療分
711億円

後期高齢者支援金分
234億円

介護納付金分
83億円

※ 40歳～64歳の加入者が対象

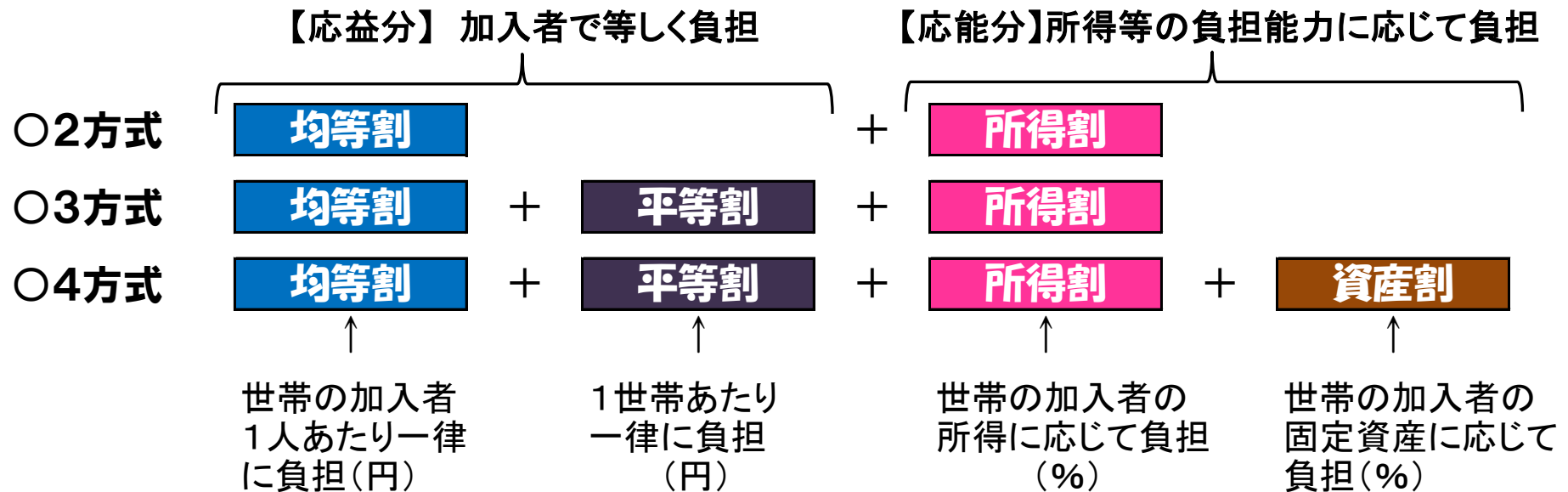
賦課限度額(H28年度) 54万円

賦課限度額(H28年度) 19万円

賦課限度額(H28年度) 16万円

福岡県の市町村国保の保険料（税）の算定方法

- 保険料（税）として必要な総額の半分程度を所得等の負担能力に応じて、残りは、加入者数等を基にして、各世帯が納める保険料（税）が定まる。
- 市町村は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれについて、算定方式の選択が可能。



[平成28年度の各市町村の算定方式]

方式	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
2方式	1団体	2団体	19団体
3方式	35団体	45団体	29団体
4方式	24団体	13団体	12団体

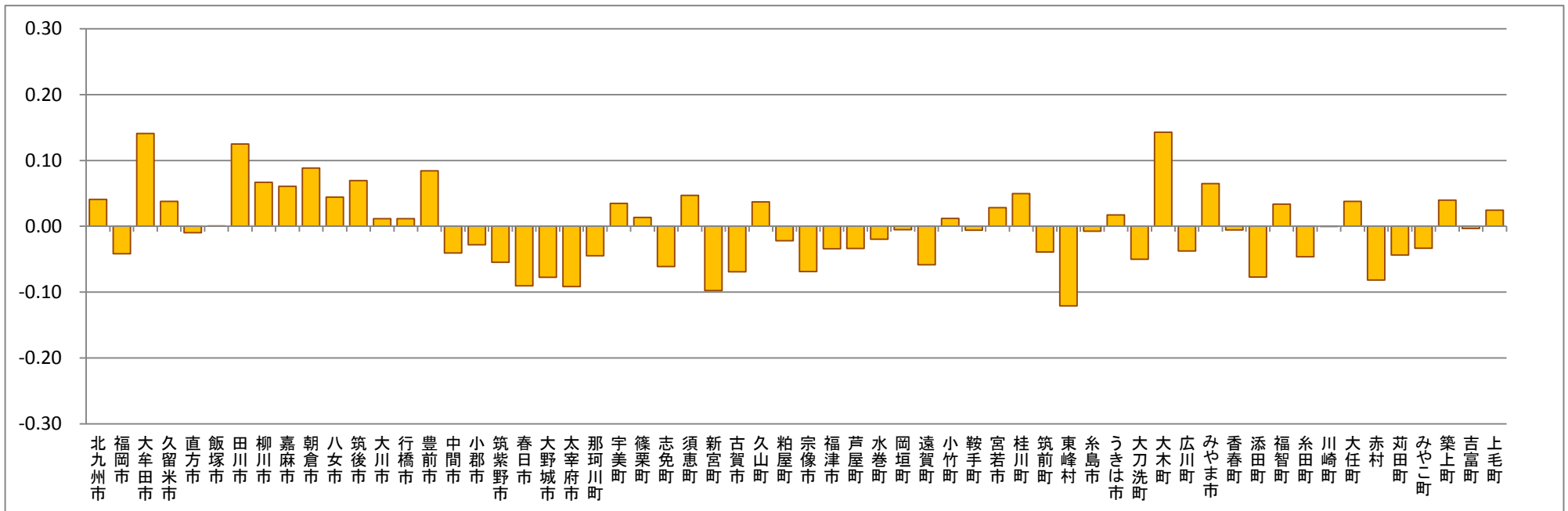
福岡県の市町村国保における医療費の状況

市町村間の加入者の年齢構成の差異を調整した医療費指数(平成25～27年度の3カ年平均)で比較した場合、市町村間で、約1.27倍の差がある。

○ 最大： 1.24561 / 最小： 0.98203 = 1.2684

○ 県平均： 1.10278

【県平均との比較】

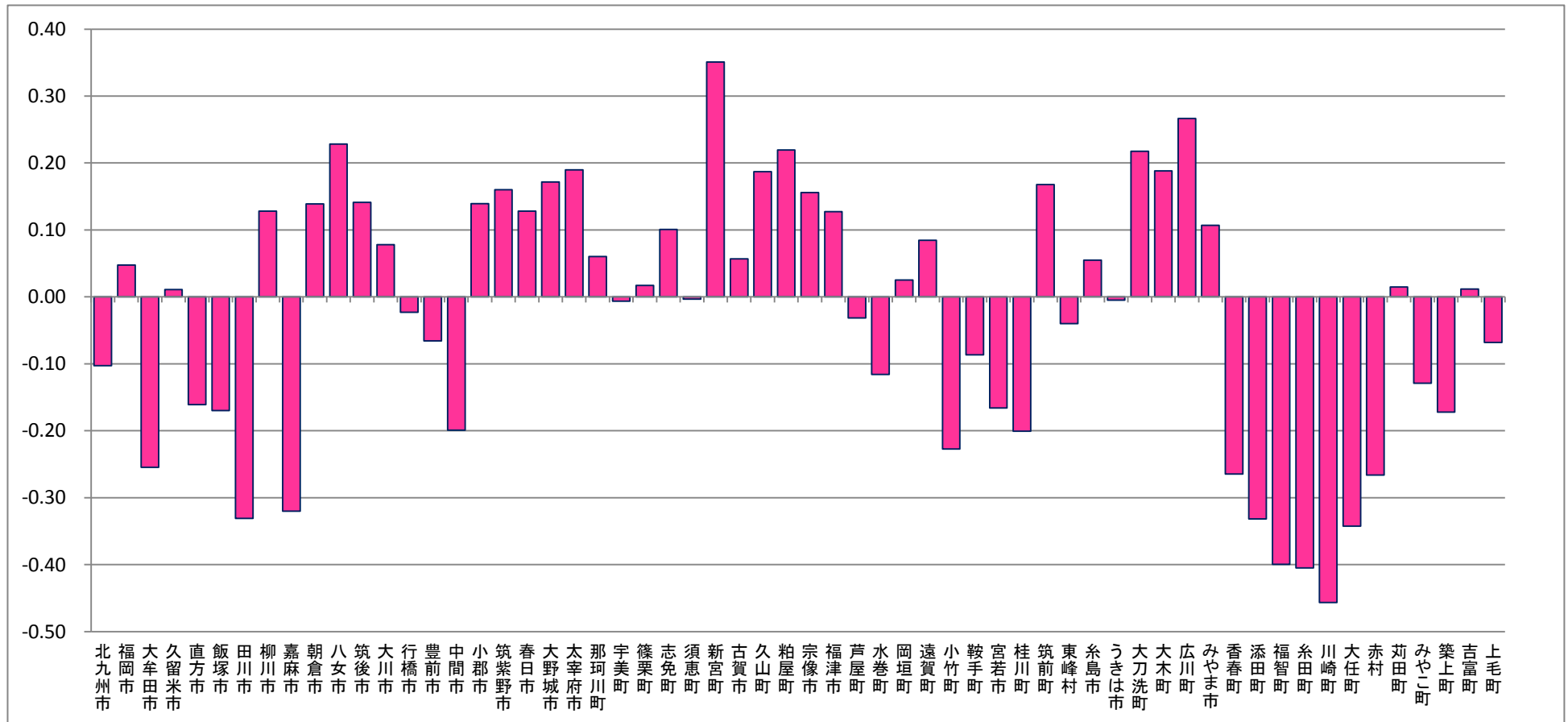


福岡県の市町村国保における所得水準の状況

1人あたり所得水準(平成28年度)については、市町村間で、約2.49倍の差がある。

○ 最大: 1.35079 / 最小: 0.54334 = 2.48607

【県平均(=1)との比較】



※賦課限度額控除後基準総所得金額(医療分・3方式)による。

②国保改革(財政運営の概要)

国保制度改革の概要(公費による財政支援の拡充)

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、**毎年約3,400億円の財政支援**の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模
- ※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

- **低所得者対策の強化**のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(約1,700億円)

<平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- **財政調整機能の強化**(財政調整交付金の実質的増額)
- **自治体の責めによらない要因**による医療費増・負担への対応
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)
- **保険者努力支援制度**・**医療費の適正化に向けた取組等に対する支援** 700~800億円
- **財政リスクの分散・軽減方策**(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等)等

- ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等(平成27年度200億円⇒平成28年度400億円⇒平成29年度約1,400億円)
- ・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

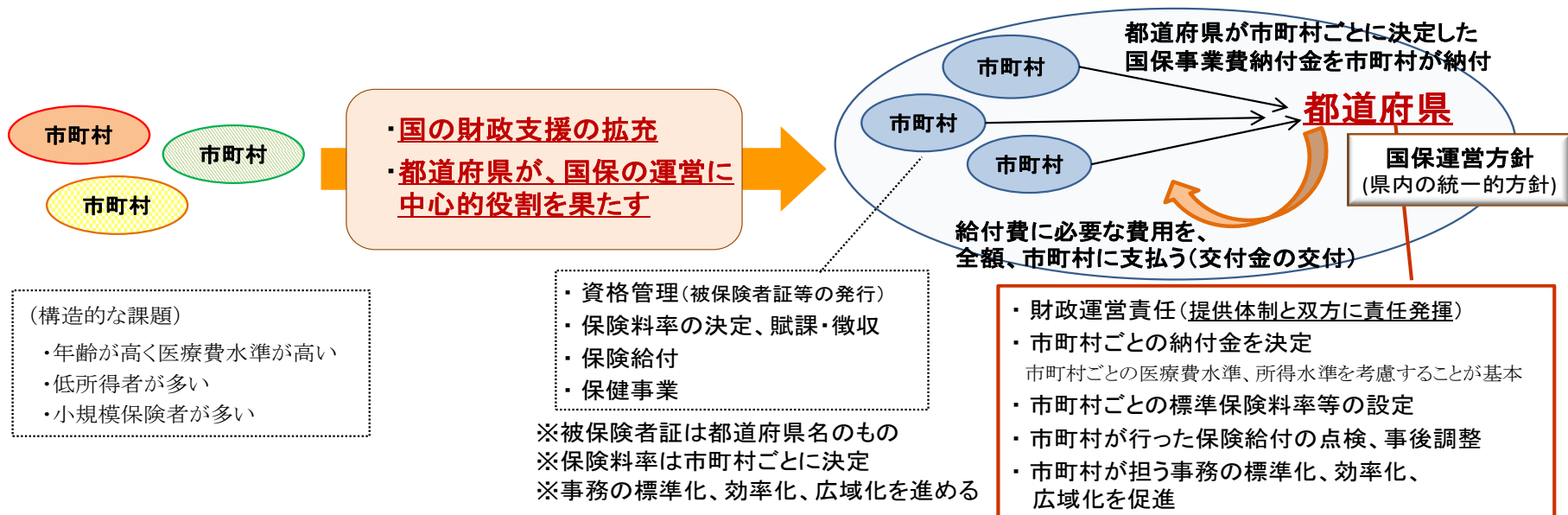
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

福岡県の市町村国保の財政状況（平成27年度）

- 平成27年度における市町村国保の全体の財政収支は、69億円の赤字。
- 多くの市町村で一般会計からの法定外繰入や繰上充用を実施。

(単位:億円)

歳入 6,610

歳出 6,679

収支 ▲ 69

保険料(税)	1,028
国・県支出金	1,859
前期高齢者交付金・療養給付費等交付金	1,450
法定 繰入金	504
法定外繰入金	155
共同事業交付金	1,550
その他	64

保険給付費	3,911
後期高齢者支援金・介護納付金	943
共同事業拠出金	1,549
その他	178
繰上充用金	98

被用者保険からの交付金

市町村の一般会計による法定負担

市町村独自判断による負担

平成28年度の収入により補填

医療費等給付費の支出

他の保険制度(後期・介護)への支出

市町村間の保険料負担の平準化

平成26年度の収支不足の補填

制度改革に伴う財政構造(市町村歳入)の変化

平成27年度決算(歳入:6,610億円、収支不足:69億円)により試算。(市町村合計)

(単位:億円)

		歳入必要額	6,679	制度改革後の姿	
		共同事業交付金	1,550	平成29年度まで	
		その他	60	その他	同左
		前期高齢者交付金・療養給付費等交付金	1,450	(県からの交付金)	
公費等	3,813	法定 繰入金	504	法定 繰入金	同左
		国・県支出金	1,859	(県からの交付金)	拡大
		保険料(税)	1,028	[差引]	縮小
本来保険料として集める必要があるもの	1,256	法定外 繰入金	155	県財政安定化基金(貸付・交付)	充実
		収支不足額(平成28年度歳入を充当)	69	※後年度返還が必要	
		県広域化基金貸付	4		

公費による財政支援の拡充

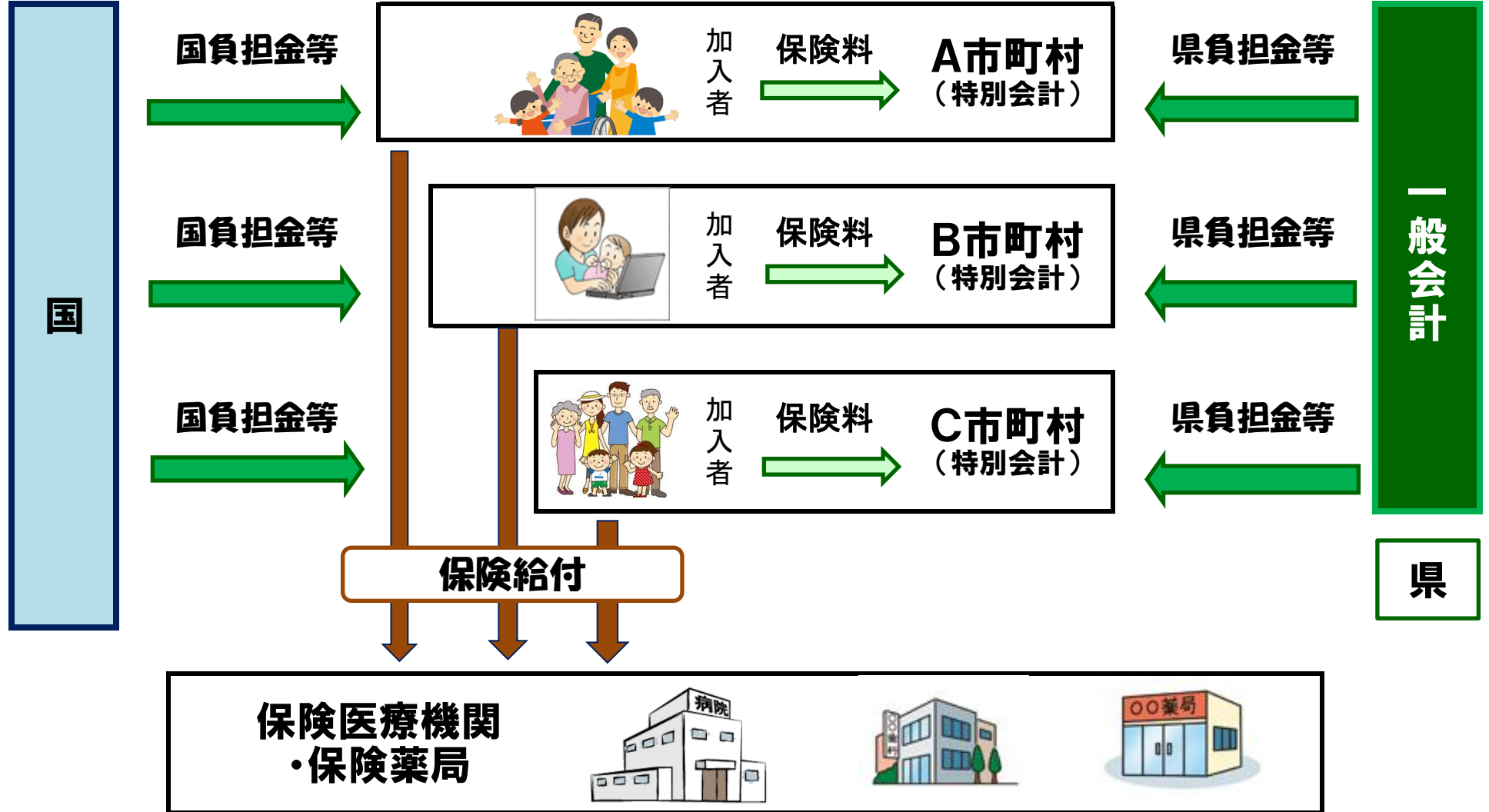
【平成27年度～】
・保険者支援制度の拡大
(※法定繰入の一部)

【平成30年度～】
・国交付金の増額
・保険者努力支援制度の創設

【平成27年度～】
・県に基金を段階的に造成

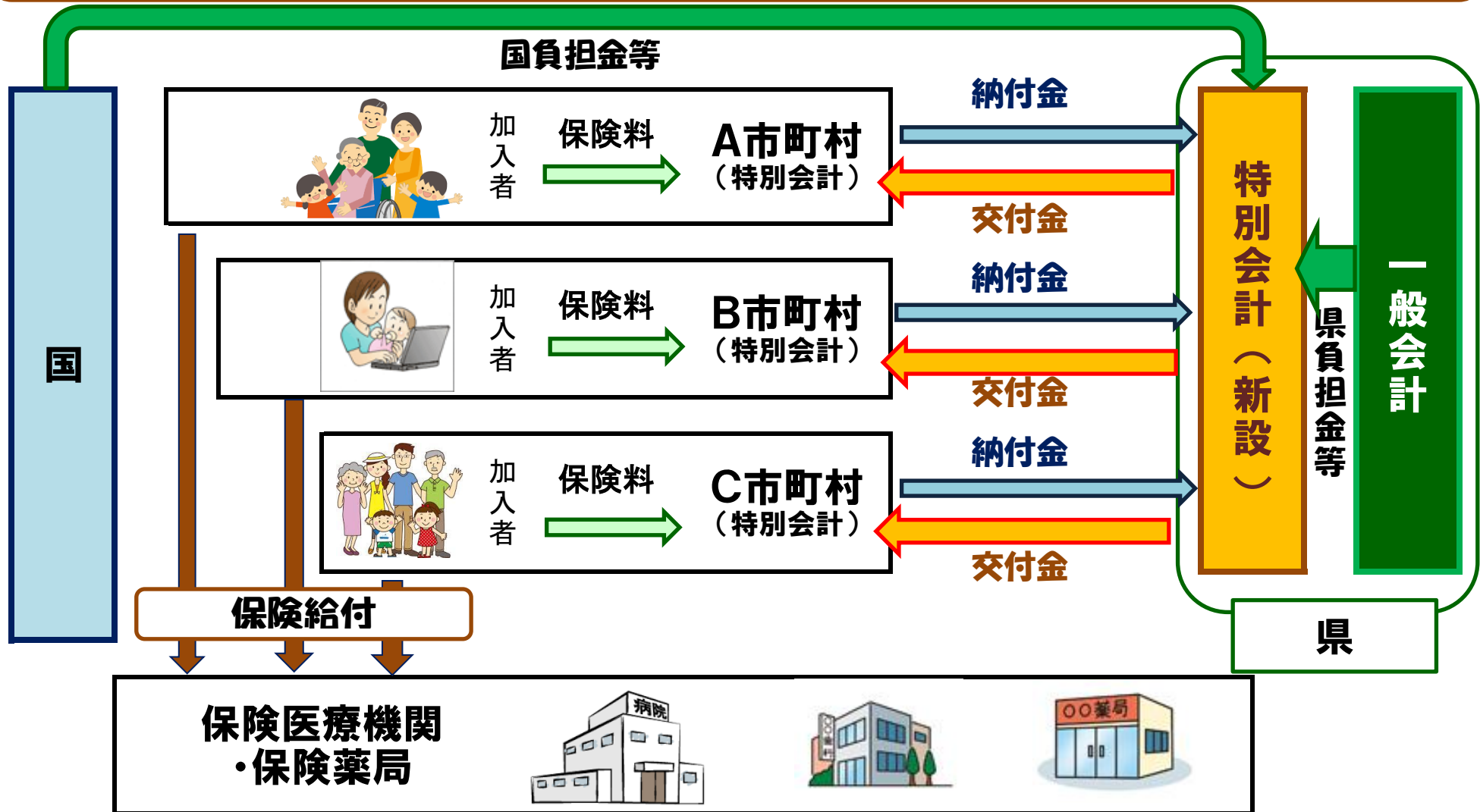
市町村国保の財政構造（現行制度）

各市町村が運営する国民健康保険に対して、国・県も財政負担。



市町村国保の財政構造（制度改革後）

県が財政運営の責任主体となり、国保財政の「入り」と「出」を管理。
（保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払う。）



国保保険料の賦課、徴収の仕組み(イメージ)

